

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

告示

○出納長をしてその事務の一部を出

納員に委任させた件の一部を改正する件
○出納員をして当該出納員が出納長から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させた件の一部を改正する件

告示

福島県告示第二百五十八号

「出納長をしてその事務の一部を出納員に委任させた件」(昭和四十四年福島県告示第百八十一号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

本則中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の地方自治法」に改め、「昭和四十四年四月一日」を削り、「委任させた」を「委任させる」に改める。

(出納局審査指導グループ)

福島県告示第二百五十九号

出納員をして当該出納員が出納長から委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させた件(昭和四十四年福島県告示第百八十二号)の一部を次のように改正する。
平成十九年四月一日

福島県知事 佐藤 雄平

本則中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされている同法による改正前の地方自治法」に改め、「昭和四十四年四月一日」を削り、「委任させた」を

「委任させる」に改める。

(出納局審査指導グループ)